

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	適正な移植医療を推進すること
--------------	----------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-3	適正な移植医療を推進すること
個別目標1		臓器移植対策等を推進すること
(主な事務事業) ・臓器移植対策事業 ・造血幹細胞移植対策事業		
施策の概要 (目的・根拠法令等) 1 目的等 適正な移植医療 (臓器移植、骨髄移植、さい帯血移植等) の推進を図るため、あっせん機関の体制整備や移植医療に関する知識の普及啓発等を行う。 2 根拠法令等 ○臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号)		
主管部局・課室	健康局疾病対策課臓器移植対策室	
関係部局・課室		

2. 現状分析

<p>移植医療については、「臓器移植」と「造血幹細胞移植 (骨髄移植及びさい帯血移植)」があり、それぞれについて移植対策の推進に取り組んでいる。</p> <p><臓器移植対策> 臓器移植対策については、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」に基づき実施される臓器移植において、脳死判定や臓器あっせんの適正を確保するため、あっせん機関の体制整備や運営、臓器移植関係者の研修にかかる費用の補助等を実施している。「臓器」とは心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球のことをいい、そのうち眼球を除くすべての臓器については (社) 日本臓器移植ネットワークがあっせん業務や普及啓発事業等を行っている。 臓器移植法に基づく脳死した者からの臓器提供は、法施行以降全国で66例 (平成20年3月31日現在) 行われており、18年度は9例、19年度は13例となっている。 また、心臓が停止した死後を含む死体からの臓器移植件数は、18年度は1,726件、19年度は1,786件となっている。一方で、(社) 日本臓器移植ネットワークに登録して移植を待っている人は約1万2千人いる。</p> <p><造血幹細胞移植対策> 造血幹細胞移植対策については、白血病等の血液難病の治療法として実施されている骨髄移植やさい帯血移植について、公的なバンクの体制整備や運営にかかる費用の補助等を行うことにより実施している。骨髄移植については、非血縁者間の骨髄移植を実施する公的なバンクである骨髄バンク事業を、平成3年に設けられた (財) 骨髄移植推進財</p>
--

団が、厚生労働省の主導の下、検査等に関して日本赤十字社の協力を得つつ運営・実施しているところ。また、さい帯血移植については、現在11のバンクがさい帯血バンク事業を行うとともに、共同事業を行う公的団体として平成11年に日本さい帯血バンクネットワークが設立され、事業を実施しているところ。

骨髄移植の実施数は18年度が963件、19年度が1,027件、さい帯血移植の実施数は18年度が728件、19年度が762件となる等、着実に増加している。

しかしながら、これらの移植医療を必要とするたくさんの患者が移植を待っており、さらなる周知啓発等により一人でも多くの人が移植を受けられるようにすることが必要である。

【参考】(社)日本臓器移植ネットワーク

<http://www.jotnw.or.jp/>

(財)骨髄移植推進財団

<http://www.jmdp.or.jp/>

日本さい帯血バンクネットワーク

<http://www.j-cord.gr.jp/index.jsp>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 臓器提供意思登録システム登録者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	4,929 【—%】	14,044 【284.9%】
2 非血縁者間骨髄移植実施数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	737 【99.7%】	851 【115.5%】	908 【106.7%】	963 【106.1%】	1,027 【106.6%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に供用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。
- ・ 指標2は(財)骨髄移植推進財団の調べによる。
- ・ 各年度の数値は年度末時点である。

【参考】(社)日本臓器移植ネットワーク(臓器提供意思登録システム)

<https://www2.jotnw.or.jp/>

(財)骨髄移植推進財団

http://www.jmdp.or.jp/about_us/genkyou/files/bank_genjou.pdf

施策目標の評価

【有効性の観点】

1 臓器移植については、「臓器の移植に関する法律」に基づく臓器提供の要件として、死亡した者が生前に臓器を提供する意思を書面により表示していることが定められており、この書面による意思表示が容易になされるよう、従来より臓器提供意思表示カード及び運転免許証や医療保険の被保険者証等個人が携帯するものに貼付する臓器提供意思表示シール等を配布し意思表示の推進を図っている。また、臓器提供の意思表示については、15歳以上の者の意思表示が有効になることから全国の中学3年生全員等に対し移植医療に関する知識等の普及のためパンフレットを作成し配布しているところである。そのような中、平成19年3月に供用を開始した臓器提供意思登録システムでは、登録者数が18年度が4,929人、19年度が14,044人となっており、普及啓発が有効に行われていると評価できる。

2 造血幹細胞移植については、骨髄バンク事業における骨髄移植ドナー登録者数は、年々増加し、平成20年1月には目標としていた30万人に到達しており、このこともあって移植率は43.5%(事業開始からの累計)と上昇し、平成19年度における移植実施数は1,027件と増加していることから、関係機関等による国民への骨髄のあっせんが有効に行われていると評価できる。(「参考指標」参照)

また、平成19年度における非血縁者間骨髄移植の実施件数は、1,027件、さい帯血移植の実施件数が762件といずれも過去最高の件数に到達した。

【効率性の観点】

- 1 臓器提供意思登録を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード」を入手して記入する方法に加え、パソコン及び携帯電話から行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、効率的に意思登録及び意思表示を推進していると評価できる。
- 2 造血幹細胞移植について、骨髄移植は、(財)骨髄移植推進財団、日本赤十字社、ボランティア団体等の関係機関が協力して普及啓発活動を進めるとともに、公共広告機構の協力により、テレビCM等で多くの人にドナー登録を呼びかけるなどの取組が実施されており、平成20年1月には、ドナー登録者数が30万人に到達したことから、効率的な普及啓発が行われたものと評価できる。
また、さい帯血移植については、より多くの造血幹細胞が含まれるさい帯血の確保に向け、日本さい帯血バンクネットワークを通じた全国的な普及啓発活動に加え、提供産科施設における妊産婦への普及啓発などの取組が実施されている。移植件数についても、平成19年度は過去最高の移植件数に到達しており、効率的な普及啓発が行われたものと評価できる。

【総合的な評価】

- 1 臓器移植については、国民一般への普及啓発として、臓器提供意思表示カード及びシールの配布等による臓器提供の意思表示の推進や中学3年生全員等にパンフレットを配布し移植医療に関する知識等の普及に努めるとともに、毎年10月を臓器移植推進月間とし、臓器移植推進国民大会を開催している。また、臓器提供意思登録システムの導入により臓器提供意思登録も伸びており、普及啓発が進んでいる。さらに、医療機関での脳死判定や臓器提供の実施が促進されるよう都道府県コーディネーターや(社)日本臓器移植ネットワークによる働きかけを行うとともに、平成18年の診療報酬改定で心臓、肺、肝臓、膵臓等ほとんどの臓器の死体からの摘出・移植等について保険適用となるなど、適正な移植医療の推進に取り組んでいる。以上により、脳死下の臓器提供数が19年度は13人と増加し、死体からの臓器移植数も19年度は1,786件と増加するなど、臓器移植対策等の推進が図られていると評価できる。
しかしながら、現状分析の欄にあるように移植を待っている人に比べて提供数が少ない状況となっている中、平成18年11月に行われた世論調査によると、脳死判定後の臓器提供希望者が41.6%ある一方で臓器提供意思表示カードの所持率は7.9%と低い水準となっており、移植医療に関する必要な情報の提供など、引き続き適正な移植医療の推進に取り組んでいく必要がある。
- 2 造血幹細胞移植について、骨髄移植は、骨髄移植ドナー登録者数が平成10年より目標としていた30万人(移植希望患者の9割に白血球の型が適合するドナー候補者が見つかる見込まれる人数)に到達したことから、有効かつ効果的な普及啓発が行われていると評価できる。
しかしながら、骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は、93.5%(平成19年実績 国内患者に限る)であるのに対して、移植率は、43.5%(平成19年までの実績 国内患者に限る)にとどまっており、今後は一人でも多くの患者が骨髄移植を受けることができるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者のリテンション対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。
また、さい帯血移植においては、患者の体重に応じた細胞数が必要とされていることから、成人に対してもより移植に適したさい帯血を供給することができるよう、細胞数の多いさい帯血を保存していくための取組を実施しているところであるが、今後も分析と評価を行いながら、より移植に適したさい帯血の確保に努めていく必要がある。
今後も引き続き普及啓発活動を推進し、国民の移植医療に対する信頼の確保と移植医療の普及に努める必要がある。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 臓器移植対策等を推進すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	臓器提供意思登録システム登録者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	— 【—%】	— 【—%】	— 【—%】	4,929 【—%】	14,044 【284.9%】
2	非血縁者間骨髄移植実施数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	737 【99.7%】	851 【115.5%】	908 【106.7%】	963 【106.1%】	1,027 【106.6%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に供用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 指標2は(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 各年度の数値は年度末時点である。 						
【参考】(社)日本臓器移植ネットワーク(臓器提供意思登録システム) https://www2.jotnw.or.jp/ (財)骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/about_us/genkyou/files/bank_genjou.pdf						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	中学3年生全員等への普及啓発パンフレット配布数(単位:枚) (—/—)	— 【—】	1,677,675 【—】	1,666,625 【—】	1,668,522 【—】	1,664,738 【—】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は厚生労働省健康局臓器移植対策室の調べによる。なお、平成16年度から配布を開始したものであるため、平成15年度までの当該数値は存在しない。 						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	骨髄移植ドナー登録者数(単位:人)	186,153	204,710	242,858	276,847	306,397
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 参考指標は、(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 各年度の数値は年度末時点である。 						
【参考】(財)骨髄移植推進財団 http://www.jmdp.or.jp/about_us/genkyou/files/bank_genjou.pdf						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
1 臓器提供意思登録 従来から臓器提供意思表示については、臓器提供意思表示カード及びシール等を配布し臓器提供意思を記入し携帯していただくというものであったが、平成19年3月に共用を開始した臓器提供意思登録システムで臓器提供意思登録をパソコン及び携帯電話から行うことができるようにしたことにより、登録者が19年度において14,044人と着実に増加しており、登録者に送付される登録カードへの意思表示も進んでおり、有効かつ効率的に普及啓発が進んでいると評価できる。						

2 非血縁者間骨髄移植実施

骨髄ドナー登録者数においては、平成20年1月に平成10年より目標とされてきた30万人（移植希望患者の9割に白血球の型が適合するドナー候補者が見つかる見込まれる人数）に到達しており、有効かつ効果的な普及啓発が行われていると評価できる。

また、平成17年3月から、ドナーの登録時及び確認検査時のHLA検査にDNA解析を用いることとしたことも、患者のコーディネート期間の短縮に寄与したものと考えられる。

これらの結果、非血縁者間における骨髄移植実施数については年々増加し、平成19年度においては、1,027件と過去最高の移植件数に到達した。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 臓器移植対策事業

平成19年度 535百万円（補助割合：[国1/2][国10/10][/]）

予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

概要： 臓器移植において必要不可欠な臓器あっせん機関の体制整備を行うとともに、臓器移植に関する知識の普及啓発を行うこと等により、適正な臓器移植の推進を図る。

なお、(社)日本臓器移植ネットワークが行うあっせん業務については10/10、普及啓発業務については1/2の補助割合となっている。

事務事業名 造血幹細胞移植対策事業

平成19年度 1,797百万円（補助割合：[国1/2][国10/10][/]）

予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（日本赤十字社）

概要： 造血幹細胞移植（骨髄移植、さい帯血移植等）は、白血病等の血液難病患者に対する根治療法（病気を完全に治癒することを目的とした治療）であるが、いずれもHLA（白血球の型）の適合する善意の提供者（ドナー）からの提供を待つて初めて実現できる治療法である。そのため、ドナーの確保及びドナー・患者間をあっせんする機関が必要である。

骨髄移植については、骨髄バンク事業を推進するための「あっせん機関」である（財）骨髄移植推進財団を中心に事業を行っている。

また、さい帯血移植については、現在、全国に11のさい帯血バンクがあり、その共同事業体である日本さい帯血バンクネットワークを中心により移植に適したさい帯血の確保するとともに、公平で効果的且つ迅速な提供ができるよう、さい帯血移植事業の推進を行っている。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1	目標達成率 284.9%
指標 2	目標達成率 106.6%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) 臓器移植対策については、臓器提供や臓器移植の件数が増加に向けて進展しており、現在の取組を続けて行くことが重要なため。 また、造血幹細胞移植対策についても、広く移植の機会を確保できるよう、公的バンク(骨髄バンク、さい帯血バンク)を介して、非血縁者間における骨髄移植及びさい帯血移植を実施しており、いずれも移植件数が増加しているが、移植成立率の向上などさらなる推進に向けて、現在の取組を続けていくため。	
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討(さい帯血の指標の設定について)
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討(さい帯血の指標の設定について)
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由) さい帯血移植についても今後、指標を設定することを検討しているところ。	

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 「臓器の移植に関する法律案に対する附帯決議」(平成9年6月16日参議院臓器の移植に関する特別委員会)
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。
